

個人番号の利用目的

1. 役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
 - （1）給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - （2）健康保険・厚生年金保険届出事務
 - （3）雇用保険届出事務
 - （4）労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - （5）国民年金の第3号被保険者の届出事務
2. 顧客等（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務
 - （1）出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
 - （2）非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - （3）預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む）・社会保障における資力調査等に関する事務
 - （4）預貯金口座付番に関する事務
 - （5）公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
 - （6）災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
 - （7）本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
3. 役職員等および顧客等以外の個人に係る事務
 - （1）報酬・料金等の支払調書作成事務
 - （2）不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - （3）不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

以 上